

# ご旅行条件書（海外旅行）

## ■お申し込み

- 申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。同時に、おひとりにつき原則旅行代金の20%相当額以内の参加申込金を所定の口座にお振込みください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「運送料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。お客様がご旅行申込書にお客さまのローマ字を記入される時は旅券に記載されているお名前をご記入ください。お客さまの氏名が誤って記入された場合には航空券の発行遅延のほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。この場合、当社はお客さまの交番の場合に準じて交番手数料（「■なお客さまの交番」に記載）をいただきます。なお、運送・宿泊機関により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合、所定の取消料（「■取消料のかかる場合」に記載）をいただきます。また、氏名の他に性別、年齢、国籍などが違った場合も同様となりますので、ご注意をお願いします。
- 電話等の通信手段にてご予約の申込金、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、当社は予約がなかったものとして取扱います。（キャンセル料がかかる場合はご連絡をお願いします）

## ■ウェイトインの取扱いについての特約

- お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨説明し、お客さまの承諾を得て、お客さまが「取消待ち」状態でお待ちいただく期間を確認し、予約可能に回復して努力することがあります。（以下「ウェイトイン登録」といいます。）この際、「申込書」の提出及び申込金と同様に「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合は速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客さまから「ウェイトイン登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期間までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額没収します。なお、「ウェイトイン登録」は予約の完了を保証するものではありません。
- 日次上実際に利用できない複数の予約（以下「重複予約」といいます。）は、「ウェイトイン登録」の場合を除いて、ご遠慮いただきますようお願いいたします。「重複予約」をされますと、航空会社・宿泊機関などの予約管理方針により、航空会社・宿泊機関などの定める基準に従って、「重複予約」の一方が自動的に取消となり、ご予約が取消される場合がございます。

## ■申込条件

- 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出ください。）あらかじめ当社にご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお問い合わせし、又は書面ですれを申し出いただくことがあります。
- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただきます。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
- 当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責任とすべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければならないものとします。
- 15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要となります。
- 本旅行は株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネスが企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- 成立後旅行により旅行契約の締結を希望されるお客さまの旅行条件  
①当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会社（以下「会員」といいます）より、会員の番号なくして旅行代金（申込金等）のお支払いを受けると（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。  
②通信契約の申込みの際に、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。  
③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし、当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。  
④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。  
⑤当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申し込みをお断りすることがあります。  
① 他の旅行者が迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。  
② お客さまが暴風団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。  
③ お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。  
④ お客さまが流説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。  
⑧ その他当社の業務上の都合で、お申し込みをお断りすることがあります。

## ■お客さまが発災までに実施する事項

### 海外安全情報について

渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは以下をご確認ください。

- 外務省 海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>
- 外務省 海外旅行登録「たびレジ」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>
- 外務省 領事サービスセンター（海外安全相談班） 03-5501-8162

### 渡航先に「海外安全情報」が発出された場合の取扱いについて

レベル1：「十分注意してください。」

レベル2：「不要不急の渡航は止めてください。」

レベル3：「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」

レベル4：「退避してください。（渡航は止めてください。（退避勧告）」

衛生情報について

厚生労働省検疫所 海外で健康に過ごすために <http://www.forth.go.jp/>

## ■旅行代金のお支払い

- 旅行代金の残額、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって60日目に当たる日以降21日目に当たる日（以下「基準日」という）より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。
- 旅行代金・追加旅行代金  
申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいい、追加代金とは、1人部屋追加代金、ビジネスクラス追加代金、延泊による宿泊代金等をいいます。

## ■確定日経表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名（および添乗員が同行しない場合は現地手配代行との連絡方法）などが記載された確定日経表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

## ■旅行契約内容・代金の変更

- 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお知らせします。
- 複数で申し込んだお客さまの一方が契約を解除したために他のお客さまが一人部屋となったときは契約を解除したお客さまから取消料を申し付けるほか、一人部屋を利用するお客さまから一人部屋追加代金を申し付けます。

## ■取消料のかかる場合（お客さまによる旅行契約の解除）

お客さまは、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日が*ピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目から31日目までの取消	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目から3日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日以降旅行開始までの取消	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

\*ピーク時とは12/20~1/7、4/27~5/6、7/20~8/31をいいます。

①当社の責任としないローコン、渡航手続き等の事由によるお取消の場合も表記取消料をいただきます。

②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

## ■取消料のかからない場合（お客さまによる旅行契約の解除）

下記の場合は取消料はいただきません。（一部例外）

- 旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1~9に定める事項をいいます。②旅行代金が増額された場合。③当社が確定日経表を表記の日までに交付しない場合。
- 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

## ■当社による旅行契約の解除

当社は当社が旅行契約を解除することがあります。（一部例外）

①お客さまの数が旅行契約に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目（ピーク時は33日目）に当る日より前旅行を中止する旨をお客さまに通知します。②旅行代金を期日までににお支払いいただけないとき ③申込条件の不適合 ④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。⑤お客さまが■お申し込み(1)①①から④のいずれかに該当することが判明したとき

## ■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）また次のような場合は原則として責任を負いません。お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

## ■特別補償

当社はお客さまが当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行契約特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円~40万円、通院見舞金として通院日数により2万円~10万円、携行品にかかる賠償補償金(15万円限度)（ただし、一個又は一対についての賠償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われないう旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合には限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

## ■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)。	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

## ■お客さまの責任

お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。お客さまは、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客さまは、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行業者又は旅行サービス提供者の旨を申し出なければなりません。

## ■お客さまの交番

お客さまは当社が承諾した場合、交番に要する実費（下記参照）および手数料として1万円をお支払いいただくことにより交番することができます。

(1) エコミークラス利用の場合（上位クラスへ変更の場合も同様） 以下記（ ）はこどもも。

北米（ハワイ含む）・中南米・ヨーロッパ（ロシア除く）・アジア・中東・・・17,500円（13,200円）

アジア（韓国除く）・ロシア・ミクロネシア・オセアニア・南太平洋・中国・・・10,000円（7,500円）

韓国・・・6,000円（4,500円）

(2) ビジネスクラス・ファーストクラス利用の場合 全方面・・・1,000円（大人・こども共通）

\*航空会社により上記金額と異なる場合がありますが、その場合は別途明記いたします。

## ■海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客さまご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については係員にお問い合わせください。

## ■お買い物案内について

お客さまの便をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客さまご自身の責任でご購入ください。当社は、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税戻し戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意ください。その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客さまご自身の責任で行ってください。ワントン契約又は国内土産店より日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

## ■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日経表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

■個人情報取扱いについて ※EUI在在の方にはお問い合わせください。

イ. 当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等（海外の機関等を含む）の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

また、旅行先でのお客さまのお買い物の便宜のため、お客さまのお名前、パスポート番号および搭乗される航空便等に係る個人情報や、電子的方法等海外免税店等の事業者が提供いたします。

お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまにも同意いただくものとします。

ロ. 当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販促促進活動、お客さまへのご連絡や対応のたため、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。

当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。

住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス、旅券番号

ハ. 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

## ■募集型企画旅行契約の解除について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、ご購入ください。当社ホームページ <http://www.knt.co.jp> からもご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部になります。

平成31年4月1日改定

パンフレット作成日：2019年11月15日

管理番号：044919111014 - K - PHP